

個人情報保護委員会の報告徴収等に係る権限が農林水産大臣に委任されている業種等に従事する個人情報取扱事業者において個人データの漏えい等事案が発生した場合の対応要領

(平成 29 年 5 月 25 日付け 29 広第 66 号大臣官房広報評価課長通知)

- 一部改正：平成 30 年 3 月 28 日 29 広第 279 号
- 一部改正：令和 2 年 5 月 15 日 元広第 414 号-1
- 一部改正：令和 3 年 8 月 6 日 3 広第 162 号
- 一部改正：令和 4 年 4 月 1 日 3 広第 414 号-1

第 1 目的

この要領は、個人情報保護委員会の報告徴収等に係る権限が農林水産大臣に委任されている業種等に従事する個人情報取扱事業者において個人データの漏えい等事案が発生した場合の農林水産大臣への報告の迅速かつ適切な実施を図り、もって当該個人情報取扱事業者における個人データの適正な取扱いの確保に資するため、当該報告に関する事項、報告様式等必要な事項を示したものである。

第 2 用語の定義

この要領において使用する用語は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 2 条において使用する用語の例によるほか、次の定義に従うものとする。

1 委任業種等関係事業者

法第 147 条第 1 項に基づき、法第 26 条第 1 項、法第 143 条第 1 項、法第 159 条において読み替えて準用する民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）第 99 条、第 101 条、第 103 条、第 105 条、第 106 条、第 108 条及び第 109 条、法第 160 条並びに法第 161 条に規定する個人情報保護委員会の権限が農林水産大臣に委任されている業種等に従事する個人情報取扱事業者をいう。

2 個人情報保護法施行規則

個人情報の保護に関する法律施行規則（平成 28 年個人情報保護委員会規則第 3 号）をいう。

3 漏えい等事案

個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会

規則第7条各号で定めるものをいう。

第3 個人データの漏えい等事案を知った場合の報告について

- 1 委任業種等関係事業者は、その取り扱う個人データの漏えい等事案を知ったときは、個人情報保護法施行規則第8条に基づき農林水産大臣に報告しなければならない。
- 2 委任業種等関係事業者は、前項の報告を行う場合は、漏えい等事案に係る個人データが使用される業務を所掌する農林水産省本省の担当課長（以下「本省業務担当課長」という。）又は当該業務を所掌する施設等機関若しくは地方支分部局の担当課長（以下「地方支分部局等業務担当課長」という。）に個人情報保護法施行規則第8条第3項第2号に規定する別記様式の報告書を送付するものとする。
- 3 委任業種等関係事業者は、前項の場合において、自己の関係する本省業務担当課又は地方支分部局等業務担当課が複数ある場合には、そのいずれかの課長に報告書を送付すれば足りるものとする。
- 4 委任業種等関係事業者は、自己の関係する本省業務担当課又は地方支分部局等業務担当課が不明な場合には、報告書の送付先について農林水産省大臣官房デジタル戦略グループ情報管理室に相談することができる。相談を受けた情報管理室は、関係する本省業務担当課に農林水産関係事業者からの報告の受け付け等必要な連絡及び調整を行うものとする。

附 則

この要領は、平成29年5月30日から施行する。

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

この要領は、令和2年5月15日から施行する。

この要領は、令和3年8月6日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。